議案第119号

松阪市市民まちづくり基本条例の制定について

松阪市市民まちづくり基本条例を次のように制定する。

平成 25 年 10 月 10 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市市民まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則 (第1条一第4条)

第2章 市民参加 (第5条-第8条)

第3章 情報の共有 (第9条―第11条)

第4章 地域におけるまちづくり (第12条一第14条)

第5章 市議会 (第15条・第16条)

第6章 行政組織と職員 (第17条―第19条)

第7章 市の政策活動 (第20条一第22条)

第8章 公正と信頼の確保 (第23条-第28条)

第9章 条例の見直し (第29条)

附則

松阪市は、美しく豊かな自然に恵まれ、いくつもの街道が交差した各地との交流が盛んな地域として、古くから商業や農林水産業等が栄え、また多くの偉人を輩出してきた。

市民はまちづくりの主体者として、また市は市民の信託に基づく機関として、こうした本市の自然及び先人たちが築いてきた文化、歴史を大切にするとともに、個性が輝く魅力ある地域社会を築くため、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりに、市民が互いに協力して取り組み、市がその取組みを推進する体制を確かなものとしなければならない。

市民と市は、それぞれの役割と責任を担い、共に協働し、一人ひとりの人権が尊重され、子どもたちが豊かな心をはぐくみ、健やかに育つことができる住み良い未来を目指している。

市民参加のまちづくりをとおして、この未来を築くために、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりに関する基本的事項を定めるとともに、まちづくりにおける市の責務及び市民の権利と役割を明らかにすることによって、市民が互いに協力して、生涯を安心して健やかに暮らし、魅力があふれる地域を創造するため、市民と市が一体となったまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住、通勤又は通学する個人
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人又は団体
 - ウ 市内において活動する個人又は団体
 - (2) 市 本市の執行機関をいう。
 - (3) まちづくり 本市において地域の持つ課題を解決し、住み良いまち を実現するための多様な活動をいう。
 - (4) 市政 まちづくりのうち、市民の信託に基づいて市が行う活動をいう。
 - (5) 市民参加 市政への参加を含め、市民が自発的又は主体的にまちづくりの各段階の意思形成又は実施に関わることをいう。

(条例の位置付け)

- 第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めたものであり、まちづくりを 推進するに当たり、市民と市はこれを誠実に遵守するものとする。
- 2 市は、法律及び政令並びに他の条例、規則等の解釈に当たっては、この 条例に照らして行うものとする。
- 3 市は、他の条例、規則等を制定又は改廃する場合に当たっては、この条例の趣旨に基づき体系化を図るとともに、その整合に努めるものとする。 (まちづくりの基本原則)
- 第4条 まちづくりは、次の各号に掲げる基本原則に基づいて行うものとする。
 - (1) まちづくりへの参加が市民の基本的な権利であることを踏まえ、市民と市は、まちづくりに関する情報を共有すること。
 - (2) 市民と市は、適切な役割分担の下、協働して、地域社会における市民の自治が尊重されたまちづくりを推進すること。
 - (3) 市は、市民の福祉の増進を図る観点から、市政を適正かつ公正に行うこと。

第2章 市民参加

(市民の権利と役割)

- 第5条 市民は、まちづくりに関して、自らの意見を表明し、これに参加する権利を有する。
- 2 まちづくりにおける市民の自主的で自律的な活動は、尊重されるものと する。
- 3 市民は、第1項の権利を、責任をもって行使することにより、本市及び 自らの地域におけるまちづくりを推進するものとする。
- 4 市民は、まちづくりに参加するに当たり、広い視野に立って発言し、行動するよう努めるものとする。
- 5 市民は、第1項の権利を行使しなかったことを理由に差別的な扱いを受けない。

(市民参加における市の責務)

- 第6条 市は、市民が必要な情報に接する機会を得た上で、まちづくりに参加する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 市は、市民が行うまちづくりを尊重するとともに、市民がまちづくりを 行うための能力の向上の支援に努めるものとする。
- 3 市は、市政を推進するに当たり、政策の立案、実施及び評価の各段階に おいて市民参加を図るよう努めるものとする。

(パブリックコメント)

- 第7条 市は、重要な条例、計画等を策定しようとするときは、あらかじめ その内容及び手続を公表し、広く意見を聴くものとする。
- 2 市は、前項の意見について取りまとめた上、これらの意見に対する市の 考え方を公表するものとする。

(住民投票制度)

- 第8条 市長は、市政に係る重要事項について、次の各号のいずれかに該当した場合、住民投票を実施し、広く市民の意思を確認するものとする。
 - (1) 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)の総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票の実施に係る請求があり、市議会に議案を付議した場合において、市議会が当該議案を出席議員の過半数の賛成により議決したとき。
 - (2) 投票資格者の総数の 4 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から 市長に対し、住民投票の実施に係る請求があったとき。
- 2 市長は、住民投票の結果を尊重し、中長期的かつ総合的な視点から市政 に係る重要な事項を判断するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、住民投票に付することができる事項、投票 資格者の要件その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定 める。

第3章 情報の共有

(情報の共有の推進)

- 第9条 市は、市政に関する市民の知る権利を保障する。
- 2 市は、市民参加と公正で信頼ある市政が実現することができるよう情報 の共有を推進するものとする。
- 3 市民は、まちづくりに関する情報に関心を持ち、自ら進んでこれを取得 するよう努めるものとする。

(市による情報等の公表)

- 第 10 条 市は、市が保有する情報及び市政について、分かりやすい方法により積極的に公表するよう努めるものとする。なお、特に重要な事項については、その立案、実施及び評価の各段階において、必要に応じて、適切に情報を公表するものとする。
- 2 市は、市民に情報が適切に伝わっているかどうかについて常に確認し、 必要に応じて情報の公表方法を改善するものとする。

(市の広聴)

- 第 11 条 市は、市民が意見、提言等を提出しやすい環境を整備すること等により、市政の運営に必要なまちづくりに関する情報を収集することができるよう努めるものとする。
- 2 市は、市民から出された苦情、提案その他市政をより良く運営するための貴重な情報については、誠実に対応するとともに、これを市の組織内部で共有し必要に応じて返答するための仕組みを整備するものとする。

第4章 地域におけるまちづくり

(地域におけるまちづくりの推進)

- 第 12 条 市民は、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりに、互いに協力して取り組むものとする。
- 2 市は、前項の取組みを推進するために必要な措置を講ずるものとする。 (住民協議会)
- 第 13 条 市長は、地域におけるまちづくりを行うために設立した次の各号 のいずれにも適合していると認められる団体を、まちづくりの主たる担い 手である住民協議会として認定することができる。
 - (1) おおむね小学校区の範囲を区域とするものであること。
 - (2) 他の住民協議会の区域に属する区域を範囲とするものでないこと。
 - (3) その区域に居住する個人、その区域で活動する団体等を構成員とするものであること。
 - (4) 規約を定めていること。
 - (5) その他条例又は規則で別に定めた要件を満たすものであること。
- 2 住民協議会の設立及び運営について必要な事項は、別に定める。
- 3 市は、住民協議会の設立及び運営について必要な支援を行うものとする。 (住民協議会の役割と市との関係)

- 第 14 条 住民協議会は、中長期的視点から身近な地域課題の解決及び地域 の個性を生かしたまちづくりを自主的に行うものとする。
- 2 市は、身近な地域課題の解決については、その自主性及び自律性に配慮 した上で、住民協議会に委ねることを基本とし、住民協議会との間で適切 に役割分担を図るものとする。
- 3 市は、住民協議会が行うまちづくりに関して、その活動を尊重するとと もに必要に応じて支援するものとする。
- 4 住民協議会は、構成員の参画の下に、地域の将来像である地域の計画(以下「地域計画」という。)の策定に努めるものとする。

第5章 市議会

(市議会)

- 第 15 条 市議会は、市議会議員によって構成される本市の意思決定機関であり、市を監視する機能を有するものとする。
- 2 市議会は、開かれた議会運営に努め、その活動を分かりやすく説明する ものとする。

(市議会議員)

- 第 16 条 市議会議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、公平、公正及 び誠実に職務を遂行するものとする。
- 2 市議会議員は、その職務に関して研さんを積むとともに、審議能力及び 政策提案能力の向上に努めるものとする。

第6章 行政組織と職員

(市長)

- 第 17 条 市長は、選挙で選ばれた市民の代表として、市を統轄するものと する。
- 2 市長は、中長期的かつ総合的な視点に立って、公平、公正及び誠実に市 政を行わなければならない。

(市の組織)

第 18 条 市の組織は、分かりやすく機能的かつ効率的に編成されなければ ならない。

(職員)

- 第 19 条 市の職員は、全体の奉仕者として、誠実で公正かつ創意工夫をもって能率的に職務を行わなければならない。
- 2 市の職員は、その職務を行うため必要な知識、技術等の修得及び自己啓 発に努めなければならない。
- 3 市長は、市の職員と組織の能力が最大限に発揮されることができるよう 市の職員の任用、効果的な人材育成並びに適正な人事評価及び配置に努め なければならない。

第7章 市の政策活動

(総合計画等)

- 第 20 条 市は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため市議会の議決を 経て基本構想を策定するとともに、これに即して中長期的な観点から市の 施策及び事業の基本計画を策定し、これらを併せて総合計画として管理す るものとする。
- 2 市は、総合計画を策定するときは、本市を取り巻く環境や社会情勢等の 変化を見据えるとともに、市民生活等の現状を十分に配慮し、理論的視点 及び財政的な見込みを持って行うものとする。
- 3 市は、個別の計画を策定するときは、総合計画との整合を図った上で体 系的に行うものとする。
- 4 市は、総合計画及び個別の計画を策定するときは、地域計画を尊重するものとする。ただし、広域的な観点からの調整を妨げない。
- 5 市は、総合計画及び個別の計画を実施するときは、社会情勢及び財政状況を十分に配慮するものとする。
- 6 市は、総合計画及び個別の計画の進行状況及び目標達成状況を把握し、 その結果を公表するよう努めるものとする。

(財政運営等)

- 第 21 条 市は、中長期的な展望に立った予算の編成を行うことを基本とするとともに、計画的かつ効率的で健全な財政運営に努めるものとする。
- 2 市は、予算、決算その他の財政状況に関する情報について、分かりやす く公表するものとする。

(行政評価)

- 第 22 条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、これを実施するとともに、その結果を公表するものとする。
- 2 市は、前項の規定により公表された結果について、公正又は専門的な視点から市民、有識者等の意見を聴くとともに、その意見を踏まえて、総合計画その他の計画等の立案及び実施の方法を改善するものとする。

第8章 公正と信頼の確保

(行政手続)

第 23 条 市は、市民の権利利益を保護するために行政手続を適正に行うも のとする。

(情報公開)

第 24 条 市は、市が保有する公文書について公開請求があった場合には、 別に条例で定めるところにより、公開しなければならない。

(個人情報の保護)

第 25 条 市は、市が保有する個人情報を適正に管理し、保護するための措 置を講じなければならない。 2 何人も、市が保有する自己に関する個人情報について、別に条例で定めるところにより、開示の請求等を行うことができる。

(法令等の遵守と不当要求行為等の禁止)

- 第 26 条 市の職員等は、公平かつ公正な市政運営を確保するため、法令等 を誠実に遵守しなければならない。
- 2 何人も、市の職員等に対して不当な要求行為等をしてはならない。また、 法令等の遵守による行政運営の確保に努めなければならない。

(公益通報)

- 第 27 条 市の職員その他次の各号に掲げる行為が行われていることを知った者は、あらかじめ定められた市の内部又は外部の機関にその旨を通報することができる。
 - (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがある行為
 - (2) 人の生命、身体、健康又は財産に対し重大な影響を及ぼすおそれがある行為
- 2 市は、前項の規定により通報した者に対し、当該行為を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(監査)

第 28 条 市長は、公正かつ効率的な行政運営を行うための監査を確保し、 その専門性及び独立性の向上に努めなければならない。

第9章 条例の見直し

(条例の見直し)

- 第 29 条 市長は、この条例の社会経済情勢等の変化への適合性及び運用状 況を調査し、その結果に基づき見直し等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 市長は、前項の事項につき調査又は審議するための審議会を設置することができる。
- 3 前項の審議会は、調査又は審議の結果、必要と思慮する措置を市長に提 言することができる。

附則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、 平成 26 年 10 月 1 日から施行する。